

《泊江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）》

概要版



みんなで豊かな環境を未来につなぐ
水と緑のまち 狛江

平成 25 年 3 月
狛 江 市

◆◆◆ 計画の概要 ◆◆◆

1. 環境基本計画改定及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景

狛江市では、平成 11（1999）年 3 月に狛江市環境基本計画（前計画）を策定し、市民・事業者・行政が一体となって環境の保全・創造、環境負荷低減の取組みを推進してきました。前計画策定以後、環境を巡る情勢は大きく変化し、特に地球温暖化問題は深刻化しています。国内外でも環境への取組みの枠組みが見直されている近年の状況などを踏まえ、狛江市では環境への取組みをより一層推進するため環境基本計画の改定を行うとともに、狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

環境基本計画	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
狛江市環境基本条例第 9 条に基づいて策定した前計画を受け継ぐ計画です。狛江市第 3 次基本構想の施策を環境の側面から具体化し、環境施策の基本的な方向性を示します。 また、行政計画であると同時に、市民・事業者・行政の各主体が一体となって、パートナーシップのもとに取組みを推進するための計画です。	狛江市地球環境保全行動計画の理念・目標を引き継いで、地球温暖化に係る計画をまとめたものです。地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第 2 項に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置づけます。

3. 計画の目的

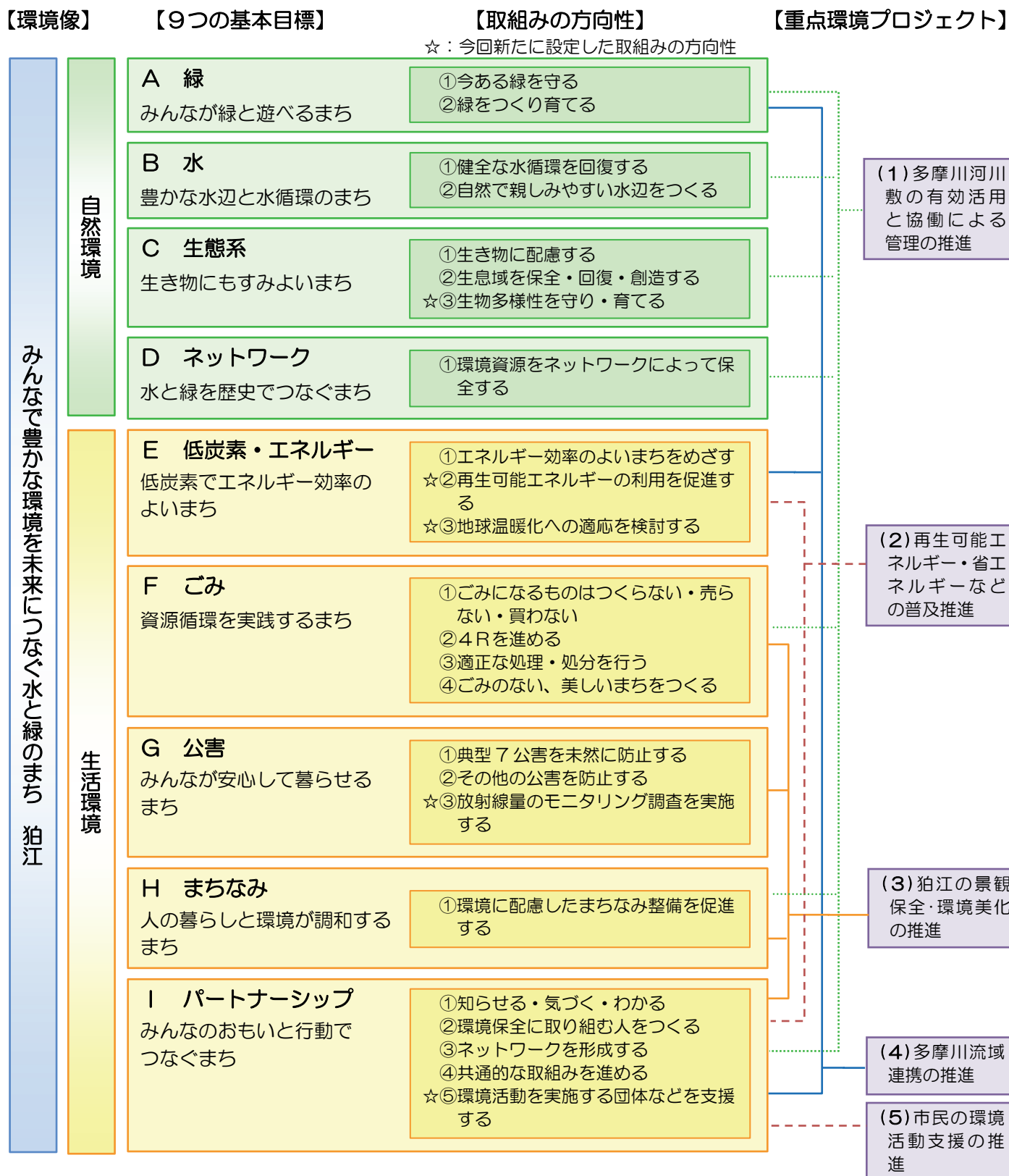
環境基本計画	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
狛江市の課題を環境の視点から整理し、狛江市のめざす環境像、基本的な環境目標、基本的な施策を提示することによって、市民・事業者・行政が一体となり、市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に向けて、環境保全・創造、環境負荷低減の取組みを総合的・計画的に推進することを目的とします。	これまで実施してきた緩和策の充実により温室効果ガスの削減を図るとともに、気候変動や都市の温暖化に伴う極端な現象などへの適応策もあわせて取り組むことを目的とします。

4. 計画の期間

環境基本計画	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
平成 25（2013）年度から平成 31（2019）年度までの 7 年間	

◆◆◆ 狛江市環境基本計画 ◆◆◆

環境基本計画では、狛江市のめざす環境像を「みんなで 豊かな環境を未来につなぐ 水と緑のまち 狛江」とし、9つの基本目標を掲げています。また、基本目標の実現に向けた取組みの方向性を示すとともに、特に重要となる取組みを重点環境プロジェクトとして位置づけています。



A. 緑 みんなが緑と遊べるまち

①今ある緑を守るために、緑の保全を総合的に推進する制度やしぐみを整備・改善するとともに、拠点となる公共緑地、樹木・樹林地、農地の保全を推進します。

②緑をつくり育てるために、緑化を総合的に推進する制度やしぐみを整備・改善するとともに、公共スペース、住宅や事業所など民有地の緑化を推進し、緑のネットワーク化を図ります。

指 標	現状(H22)	目標(H44)
緑被率 ※泊江市緑の基本計画と合わせ、平成 44（2032）年度時点での目標とします。	26.05%	29%※

B. 水 豊かな水辺と水循環のまち

①健全な水循環を回復するために、水質の向上・保全を図るとともに、路面や宅地などの雨水浸透により水循環の回復を図ります。また、水資源の有効活用、下水道の改良を推進します。

②自然で親しみやすい水辺をつくるために、多摩川・野川の環境の向上を図るとともに、その有効活用を推進します。また、湧水の復活・水辺の整備に努めます。

指 標	現状(H23)	目標(H31)
市内の湧水の箇所数	0 箇所	1 箇所

C. 生態系 生き物にもすみよいまち

①生き物に配慮するために、市民生活・事業活動に伴う生態系のかく乱の防止や、外来種対策、開発行為に対する指導・影響評価を推進します。

②生き物の生息域を保全・回復・創造するために、緑地や水辺環境の維持・創造や、公園・河川敷などに生き物の生息環境の創出を推進します。

③生物多様性を守り・育てるために、生物多様性の保全に関する啓発、生き物・生態系のモニタリング、さらには生物多様性保全に向けた周辺自治体などとの地域間連携を行います。

指 標	現状(H23)	目標(H31)
泊江弁財天池特別緑地保全地区で観察された生物種数 ※目標の生物種数は現状の生物種の構成を維持することを前提とします。	植物 62 種 虫 31 種 鳥 11 種 菌類 3 種	植物 62 種※ 虫 31 種 鳥 11 種 菌類 3 種

D. ネットワーク 水と緑を歴史でつなぐまち

①環境資源をネットワークによって保全するために、歴史的文化遺産の保全・活用及び歴史的文化遺産を中心とした環境整備に努め、水と緑のネットワークの拠点化を図ります。

指 標	現状(H23)	目標(H31)
文化財案内板数	10 箇所	20 箇所

E. 低炭素・エネルギー 低炭素でエネルギー効率のよいまち

- ①エネルギー効率のよいまちをめざすために、家庭、事業所、市の施設における省エネルギーを推進します。また、公共交通・徒歩・自転車などで移動しやすい環境を整備するとともに、ハード面・ソフト面の両面で低炭素型のまちづくりを推進します。
- ②再生可能エネルギーの利用を促進するために、住宅や事業所、公共施設への太陽光発電・太陽熱利用設備などの普及を図ります。
- ③地球温暖化への適応を検討するために、地球温暖化影響に関する情報を収集し、狛江市としての適応の方向性を検討します。

指 標	現状(H20)	目標(H31)
市民一人当たりの温室効果ガス排出量 ※地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の基準年度と合わせ、平成 20 (2008) 年度時点の数値を現状とします。	2.73t-CO ₂ ※	2.10t-CO ₂

(参考) 東京電力㈱・東京ガス㈱・東京都水道局の提供資料により算出した H23 年度の「市内の年間二酸化炭素排出量」は 115,236t-CO₂ となっています。

F. ごみ 資源循環を実践するまち

- ①ごみの発生抑制(ごみになるものはつくらない・売らない・買わない)に向けて、事業者への要請・指導、事業者責任の確立に向けた法制度の整備の要請を行います。
- ②4R(断る、減らす、再利用する、リサイクルする)を進めるために、情報提供のほか、生ごみの減量・堆肥化の推進と堆肥活用の促進、リサイクルルートの確保に努めます。
- ③適正な処理・処分を行うために、多摩川衛生組合における健全な施設運営、エコセメント(ごみの焼却灰を利用したセメント)製品の利用を促進します。
- ④ごみのない、美しいまちをつくるため、ポイ捨て・不法投棄の防止、清掃活動の促進を図ります。

指 標	現状(H23)	目標(H31)
市民 1 人当たりの年間ごみ排出量	274.81kg	250kg

G. 公害 みんなが安心して暮らせるまち

- ①典型 7 公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)を未然に防止するために、環境監視・測定などを継続的に実施するとともに、幹線道路沿いの騒音・振動、大気環境などの対策を検討します。
- ②その他の公害を防止するために、騒音・排水などの都市・生活型公害対策を推進します。
- ③放射線量のモニタリング調査を実施するとともに、継続的なモニタリングや走行サーベイ(移動測定)を行い、安心の「見える化」を図ります。

指 標	現状(H23)	目標(H31)
市内の空間放射線量 ※法に基づき、重点的に調査測定が必要な空間放射線量以下とします。	0.09 μ Sv/h	0.23 μ Sv/h 以下※

H. まちなみ 人の暮らしと環境が調和するまち

①環境に配慮したまちなみ整備を促進するために、景観の保全を推進するとともに、地域の美化活動を促進します。

指 標	現状(H23)	目標(H31)
環境部会のある町会・自治会数	8箇所	15箇所

I. パートナースhip みんなのおもいと行動でつなぐまち

①「知らせる・気づく・わかる」で取組みの芽生えを促進するために、情報提供、意識啓発を推進するとともに、学校や地域での環境学習や、市職員の研修を実施します。

②環境保全に取り組む人をつくるために、地域のリーダー的人材の発掘・育成を図るほか、市民ワーキンググループ、コミュニティ活動の活性化を推進します。さらに、市民主体の身近な環境活動を促進するとともに、取組みへの多様な参加機会の提供を図ります。

③ネットワークを形成するために、各主体間のネットワーク化を推進するとともに、ものや場所を共有する行動スタイルの普及を図ります。また、地域間のネットワーク化では広域的連携、多摩川流域連携を推進します。

④共通的な取組みを進めるために、環境関連情報を提供します。

⑤環境活動を実施する団体などを支援するために、団体のニーズを把握し、人材・資金・情報提供などを通じた支援を図ります。

指 標	現状(H23)	目標(H31)
環境に関する市民協働事業件数（補助金など資金援助件数及び委託・協定のもとで協力して実施する件数）	11件	18件

重点環境プロジェクト

狛江市のめざす環境像の実現に向けて特に重要となる取組みを「重点環境プロジェクト」として位置づけ、優先的な推進に努めます。重点環境プロジェクトは、市民・事業者・行政による協働の発展や新たなきっかけづくりが期待できる取組みとし、次の5つを位置づけます。

- （１）多摩川河川敷の有効活用と協働による管理の推進
- （２）再生可能エネルギー・省エネルギーなどの普及推進
- （３）狛江の景観保全・環境美化の推進
- （４）多摩川流域連携の推進
- （５）市民の環境活動支援の推進

◆◆◆狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)◆◆◆

1. 温室効果ガス排出量の削減目標

◆基準年度：平成 20（2008）年度

◆将来の排出量の見込み：現状以上に対策をとらない場合、平成 20（2008）年度の排出量 20 万 8,400t-CO₂に対し、平成 32（2020）年度は 20 万 1,600t-CO₂と約 3%減少する見込みです。

◆削減目標：

中期目標	平成 32（2020）年までに平成 20（2008）年度比で温室効果ガス排出量の 25%削減をめざします。
長期目標	平成 62（2050）年までに平成 20（2008）年度比で温室効果ガス排出量の 80%削減を達成できるよう、継続して効果的な温暖化対策の検討を進めます。

2. 施策体系

環境基本計画の基本目標「E. 低炭素・エネルギー」「F. ごみ」の施策と整合を図って施策を推進します。

①エネルギー効率のよいまちをめざす（E. 低炭素・エネルギー）

1. 家庭の省エネルギー促進
2. 事業所の省エネルギー促進
3. 公共交通・徒歩・自転車などの選択促進のための環境整備
4. 低炭素型まちづくりの推進

②再生可能エネルギーの利用を促進する（E. 低炭素・エネルギー）

1. 太陽光発電・太陽熱利用設備などの普及促進

③4Rを進める（F. ごみ）

1. 4R推進の徹底

④適正な処理・処分を行う（F. ごみ）

1. エコセメントの利用促進

⑤地球温暖化への適応を検討する（E. 低炭素・エネルギー）

1. 地球温暖化に関する情報収集
2. 地球温暖化への適応に関する方向性の検討

◆◆◆ 計画の推進 ◆◆◆

1. 環境保全実施計画の策定

環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本的施策について、市民・事業者・行政のパートナーシップのもとで環境保全実施計画を策定して具体化し、推進します。

2. 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進、管理体制

環境基本計画の基本目標「Ⅰ. パートナーシップ」及び重点環境プロジェクトに示しているとおり、市民による提案の推進を通じて多様な市民の参加、市民と行政との協働を図ります。地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についても環境基本計画と一体で推進します。

【計画の推進組織】

組 織		役 割	構 成 員
行政の組織	環境基本計画推進本部	総合的な推進を図るため、環境行政全般の全庁的な調整及び進行管理を行う。	副市長（本部長）、部長職
	環境基本計画庁内委員会	環境基本計画に関する検討及び施策の推進、施策事業達成状況の報告などを行う。	環境施策関連課の課長職
市民などの組織	環境保全審議会	市長の附属機関として環境基本条例の規定に基づき、環境基本計画、環境の保全などについての基本的事項などの調査・審議を行う。	市民、事業者、学識経験者、市職員
	環境保全実施計画推進委員会	環境保全実施計画の推進に関わる環境保全の取組みについて、市民・事業者・行政の協働により、パートナーシップの構築を図りながら実践する。	市民、事業者、学識経験者、市職員
	市民ワーキンググループ	環境保全を推進するために必要な調査研究、実践活動を行うとともに、市民に広く活動の普及を図る。	市民、事業者

3. 計画の進行管理

◆【施策目標の設定】環境基本計画では、A～Iの9つの基本目標にそれぞれ施策目標（数値目標）を掲げ、計画目標年次において取り組み成果を評価できるようにします。

◆【進捗管理指標の設定】施策目標の達成に向けて施策の進捗状況を確認していくための進捗管理指標を設定し、進捗状況は「粕江のかんきょう」で公表します。

◆【削減目標の設定】地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、温室効果ガス排出削減量について平成32（2020）年までの中期目標、平成62（2050）年までの長期目標をそれぞれ設定しています。

粕江市環境基本計画・粕江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版 刊行物番号H24-35

発 行：粕江市（平成25年3月）

編 集：粕江市建設環境部環境政策課

粕江市和泉本町一丁目1番5号 03-3430-1111(代)